

ねんぱん
2024年版

かいごふくししごうかく
介護福祉士合格コース

ひっきしけんたいさく
(筆記試験対策)

こうぎ
講義レジュメ

- ① 人間の尊厳と自立
にんげん そんげん じりつ
- ② 人間関係とコミュニケーション
にんげんかんけい
- ③ 社会の理解
しゃかい りかい
- ④ こころとからだのしくみ
- ⑤ 発達と老化の理解
はったつ ろうか りかい
- ⑥ 認知症の理解
にんちしょう りかい
- ⑦ 障害の理解
しょうがい りかい
- ⑧ 医療的ケア
いりょうてき
- ⑨ 介護の基本
かいご きほん
- ⑩ コミュニケーション技術
ぎじゆつ
- ⑪ 生活支援技術
せいかつしえんぎじゆつ
- ⑫ 介護過程
かいごかてい

じんけん そんげん かん じゅうよう ほうきどう
人権や尊厳に関する重要法規等

にっぽんこくけんぽう
■ 日本国憲法

だい じょう きほんてきじんけん 第 1 1 条 (基本的人権)
こくみん は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
だい じょう 第 1 2 条
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。
国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。
だい じょう こじん そんちょう こうふくついきゅうけん 第 1 3 条 (個人の尊重、幸福追求権)
すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
だい じょう ほう もと びやうどう 第 1 4 条 (法の下の平等)
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
だい じょう せいぞんけん 第 2 5 条 (生存権)
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

か こもんばんごう
【過去問番号】

30-8 (P. 29)

じゅうよう
重要キーワード

ノーマライゼーション
<p>しょうがいしゃ こうれいしゃ しゃかい なか た ひとびと おな せいかつ 障害者や高齢者が社会の中で他の人々と同じように生活すること がほんらい しゃかい であるとする かんが かつ 考え方</p> <p>※バンク-ミケルセンが たいしょう 提唱</p> <p>※知的障害者の ちてきしょうがいしゃ おや かい 親の会</p> <p>※だつしせつか 脱施設化</p>
ソーシャル・インクルージョン
<p>しゃかいてきほうがん しゃかいてきほうせつ しゃかいてきほうよりよく (社会的包含、社会的包摂、社会的包容力)</p> <p>ひとびと こりつ ばいじょ ようご しゃかい いちいん つつ すべての人々を孤立や排除などから擁護し、社会の一員として包 み、ささ あ へ み、支え合うこと</p>
ナショナル・ミニマム
<p>くに しゃかいほしょう た こうきようせいさく によって こくみん ほしょう さいていせいかつ 国が社会保障その他の公共政策によって国民に保障する最低生活 すいじゅん 水準をいう</p>
アドボカシー
<p>じ こ けんり ひょうめい こんなん ひとびと おね たきり こうれいしゃ にんちしょう 自己の権利を表明することが困難な人々（寝たきり高齢者、認知症 こうれいしゃ しょうがいしゃ など）のかわりに、けんり だいべん ようご 高齢者、障害者など）の代わりに、権利の代弁、擁護をすること</p>
エンパワメント・アプローチ
<p>りようしゃ ちから ひ だ これを せつきよくてき りよう おこな えんじょ 利用者のもつ力を引き出し、これを積極的に利用して行う援助</p>
自立生活運動(IL運動)
<p>じりつ せいかつうんどう うんどう たとえ じゅうど しょうがいしゃ にちじょうせいかつ かいじょ ひつよう じょうたい たとえ重度の障害者で日常生活において介助が必要な状態であつ ても、じぶん はんたん じぶん せいかつ かんり しゃかい いちいん しゅたいてき 自分の判断で自分の生活を管理し、社会の一員として主体的 にさんか していくことをめざす うんどう に参加していくことを目指す運動</p>
ピアサポート
<p>おな とうじょうな たちば なかま たが ささ あ 同じような立場の仲間（ピア）がお互いに支え合うこと</p>

か こもんばんごう
【過去問番号】

33-122 (P. 488) ・ 35-50 (P. 510)